

医協ニュース

第12号

■今回のトピックス

TOPIX

- ☐ 医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内
- ☐ 医協セミナーのご報告（第27回、28回）
- ☐ 賛助会員制度のご案内
- ☐ 平成22年度医協セミナーのご案内
- ☐ 人事労務管理サポート事業のご案内
- ☐ 活動報告（各種会議）
- ☐ 出資持分の定めのある社団医療法人の出資金評価に関する最新裁判例紹介

医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内

宮城県医師協同組合では全国医師協同組合連合会と連携し、組合員への福利厚生事業の一環として、「医学書籍WEB購買・FAX購買サービス」を行っております。

和書・洋書あらゆる書籍が **組合員価格** さらに **送料完全無料**

和書・洋書のあらゆる書籍が10%OFFで購入いただけます。
さらに送料無料で書籍をお届けいたします。

ネットで本を簡単検索・購入

和書200万件・洋書360万件の膨大な情報にアクセス可能。
最新の書籍情報を検索して、目的の書籍を簡単に購入できます。
また、ご注文いただいた書籍の入荷状況も画面上からご確認いただけます。絶版・品切れ等の事故情報もメールでご連絡いたします。
ネット環境がない先生方もFAXでご注文いただけます。(専用注文用紙)

宮城県医師協同組合から安心請求

ご注文いただいた書籍代金は、本組合より毎月まとめて、ご請求いたします。

お申込み方法

- ① 本組合へ「利用申込書」をご請求下さい。
- ② 本組合より「利用申込書」をご送付いたします。
- ③ 「利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、本組合宛FAXして下さい。
- ④ 丸善よりID・パスワード・利用ガイドが郵送されます。
- ⑤ 利用ガイドに記載のURLにアクセスして利用が開始されます。

組合員価格
送料無料



医協セミナーのご報告

●第27回（患者さんとのコミュニケーション技法）

去る平成22年7月22日（木）午後3時30分より「第27回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

今回はマナーマネジメントシリーズ第2弾として「患者さんとのコミュニケーション技法～クレームやトラブルを拡大させないために～」と題し、医療機関の事務担当者並びに看護師の皆様を対象に、(有)インターサブホスピタリティ開発事務所の木島上氏を招いて開催しました。

当日は98名と多数の皆様にご参加いただき、苦情への備えと現場対応について、事例を交えたご講演をいただきました。



●第28回（法人メリット）

去る平成22年9月16日（木）午後6時30分より「第28回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

税務・会計・保険シリーズ第1弾の今回は「法人メリット～新・旧医療法人の比較～」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、公認会計士の石沢裕一氏を招いて開催しました。

当日は32名と多数の皆様にご参加いただき、新・旧医療法人の違いについて事例を交えたご講演をいただきました。



賛助会員制度のご案内

本組合では、勤務医の先生方にも開業医の先生方と同様のサービスをご利用いただけるよう「賛助会員制度」を設けました。

賛助会員制度

- 加入資格 …… 宮城県医師会会員（開業会員以外）
- 入会金 …… 1,000円
(年会費、賦課金等は一切不要です。また、退会時には入会金をお返しいたします。)
- 申込方法 …… 本組合へ加入申込書をご請求下さい。
※入会金、購買代金等をお支払いただくための口座登録が必要です。
なお、入会金・購買代金の引き去りは業務委託先である宮城県医師会が行います。

主なサービスの紹介

- ① 医学書籍WEB購買・FAX購買サービス
和書・洋書あらゆる書籍が組合員価格・送料無料で購入できます。
- ② JMCキャンペーン
医療機器等が組合員価格でご購入いただけます。

平成22年度医協セミナーのご案内

宮城県医師協同組合では、組合員の皆様にお役立ていただくことを目的として、「医業経営セミナー」を開催しております。今後のセミナー開催予定は下記のとおりです。詳細は、宮城県医師協同組合から別途ご案内申し上げます。皆様の参加をお待ちしております。

●平成22年度医協セミナー開催予定

回	開催テーマ	開催内容	開催日程	開催場所
第29回	【医業経営セミナー（税務・会計・保険シリーズ）】 決算対策！法人と個人の違いを知ろう！ ～適切な決算対策によって節税が可能～	毎年行っている「決算対策」。経営形態（法人または個人開業）によって対応方法が違って来るのをご存知ですか？法人であるにもかかわらず、各種費用を先生自身が負担しているなど、法人の特性を生かしていないために余計な税金を負担しているケースがよく見受けられます。法人化している医療機関が見落としがちな決算対策についてご案内します。	10月	宮城県 医師会館
第30回	【医業経営セミナー・石巻編】 事業継承のときに考えたい資金繰り対策 ～相続対策は急にはできません～	医療機関は一般的に自己資本比率が高い業種と言われます。これは経営状況が良好な証ですが、事業継承や相続を考えると一転して大きな負担となる場合が少なくありません。事業継承や相続時の資金繰り対策は急にはできません。本セミナーでは事業継承や相続の際に発生する費用を検証し、その対策を考えていこうとする試みです。今回は石巻にて開催いたします。	11月	石巻市
第31回	【医業経営セミナー・大河原編】 事業継承のときに考えたい資金繰り対策 ～相続対策は急にはできません～	医療機関は一般的に自己資本比率が高い業種と言われます。これは経営状況が良好な証ですが、事業継承や相続を考えると一転して大きな負担となる場合が少なくありません。事業継承や相続時の資金繰り対策は急にはできません。本セミナーでは事業継承や相続の際に発生する費用を研究し、その対策を考えていこうとする試みです。今回は大河原にて開催いたします。	1月	大河原町

人事労務管理サポート事業のご案内

本組合では、人事・労務・就業規則等をテーマに医業経営セミナーを実施しておりますが、今般、組合員を対象とした「人事労務管理サポート事業」についてご案内いたします。

組合員の皆様の経営サポートを目的とし、特に、人事・労務面でのトラブル防止のために、法的知識を再点検し、正しく理解して経営の安定化に向けた支援を行います。

相談窓口

医師協同組合に、相談窓口を設置します。

お申込みは、FAX (022-722-8242) 又はE-mail (ikyo@miyagi.med.or.jp) で常時お受けいたします。

回答は、社会保険労務士に確認のうえ、原則、書面でお返しいたします。微妙なニュアンス等で聞き取りが必要な場合には、社会保険労務士より直接ご連絡をさせていただきます。

相談料金

初期の相談につきましては、原則無料です。

ただし、就業規則・各種規程の策定依頼等個別・具体的な案件については、社会保険労務士事務所との直接取引とさせていただきます。

活動報告（各種会議）

1. 全国医師協同組合連合会関係

(1) 平成21年度第5回理事会

[平成22年7月11日(日)／東京都・全医協連会館]

(2) 平成21年度第5回購買部調査研究会

[平成22年8月6日(金)／東京都・全医協連会館]

2. 東北北海道医師協同組合協議会関係

(1) 平成22年度事務研究会

[平成22年8月28日(土)・29日(日)／山形県・古窯]

出資持分の定めのある社団医療法人の出資金評価に関する最新裁判例紹介

今年になり、平成19年3月以前の旧医療法に基づき設立された持分の定めのある社団医療法人の出資金の持分払戻請求権の返還や評価について、実務上の指針となるような重要な判決が下されました。

事件の概要は、個人病院を経営していた医師とその妻は昭和32年に、医師442万円余り、妻20万円を出資して社団医療法人を設立しました。その後、医師とその妻は死亡し、その相続人である子（原告）が医療法人（被告）に対して出資金返還請求権を相続により取得したと主張し、出資金返還請求権の内、4億7千万余りの支払を求めた事件です。

平成18年2月の地裁判決では、原告である相続人の子の主張を認め、当該医療法人の定款に定めにより「出資社員は当該医療法人の資産に対し出資額に応じた持分を有するもの」と解し、4億7千万円の支払義務があるとする判決を下しました。

平成20年7月の高裁判決では、医師の出資金返還請求権は昭和57年の死亡後10年である平成4年に消滅時効が完成し消滅している旨、又、医師の妻の出資金返還請求権については、「医療法は医療法人が存続して開設する病院等を経営する場合と解散した場合とを峻別し、存続して開設する病院等を経営する限り医療法人の自己資本を充実させるため剰余金の利益処分を禁止しているので、医療法人が存続する限り、出資社員が退社した場合に剰余金及びその積立金を払い戻す行為も禁止していると解するのが相当」とし、出資額を限度とする医師の妻の出資額の20万円のみと判決しました。

最高裁は、高裁の下した判断は是認することができないとして、高裁に差し戻しました。最高裁の裁判官の補足意見として、「定款において、出資社員は当該社団医療法人の資産に対し出資額に応じた持分を有するものとし、当該医療法人が解散した場合は、出資社員は出資持分に相当する残余財産の分配を受けることとするとともに、社員資格を喪失した場合においても、同様に当該社員は出資持分に相当する資産の払い戻しを請求することができる。行政解釈及び税務解釈はこれを是認しており、裁判例もこの解釈を支持している。昭和25年8月9日医発第521号厚生省医務局長発各都道府県知事宛通知「医療法人の一部を改正する法律の施行について」添付された「モデル定款」は、第9条において「退社した社員は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」、第36条において「本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。」と規定しているが、これは上記趣旨の定款例を示したものであり、このモデル定款に従い、改正前医療法の下では、多数の持分の定めのある社団たる医療法人が設立されているのである。」と示し、「社員が退社した場合にも剰余金及びその積立金の全部または一部を払い戻す行為も禁止している判断は誤っており、是認できない。」としています。

地裁と高裁の見解が全く異なった背景には、当該医療法人は経営破たんにより昭和55年に和議の申立てを行いました（開始決定には至りませんでした）。この時におそらく医療法人は債務超過（資産－負債＝純資産額がマイナス）の状態に陥り、出資持分はゼロになったと思われます。その後、関係者の努力によって経営再建がなされ、純資産額がプラスとなり、当該訴えの時の出資持分が4億7千万円余りになったと思われます。又、子の相続人は当該医療法人の再建になんら貢献することなく、その資産形成に貢献していないという状況を比較考量して、高裁は従来の判例とは全く異なる解釈を下したと思われます。最高裁はこれまでの判例の解釈を踏まえつつ、以上の事情を考慮して審理を尽くすよう差し戻したものです。高裁の再度の判決が非常に興味深く待たれるところです。

今回は、「純資産額と出資持分の具体的計算方法」と「出資限度法人に関する課税関係」について、ご説明したいと思います。

公認会計士 税理士 石沢 裕一

お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5（宮城県医師会館内3階）
TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: ikyo@miyagi.med.or.jp